

京都府

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地(市町村名)	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ビーター受入	指定年月日	区域変更年月日	離島・半島	有人国境離島	備考
3010010	水ヶ浦	ミスガウラ	1	舞鶴市	舞鶴市	京都府					S27.2.29				
3010020	成生	ナリュウ	1	舞鶴市	舞鶴市	京都府			○		S27.2.29				
3010050	瀬崎	セザキ	1	舞鶴市	舞鶴市	京都府		○			S26.8.21				
3010070	西大浦	ニシオウラ	1	舞鶴市	舞鶴市	京都府			○		S27.2.29	H9.2.27			
3010080	神崎	カンザキ	1	舞鶴市	舞鶴市	京都府					S28.2.12				
3010090	由良	ユラ	1	宮津市	宮津市	京都府					S26.8.21	S37.7.6	半島		
3010100	島陰	シマカゲ	1	宮津市	宮津市	京都府		○			S27.2.29		半島		
3010110	田井(栗田)	タイ(ケンダ)	1	宮津市	宮津市	京都府		○			S28.2.12		半島		
3010120	溝尻	ミゾシリ	1	宮津市	宮津市	京都府			○		S28.2.12	S37.7.6	半島		
3010180	泊	トマリ	1	与謝郡伊根町	伊根町	京都府		○			S28.3.25		半島		
3010200	袖志	ソデシ	1	京丹後市	京丹後市	京都府		○			S27.2.29	H8.6.12	半島		
3010210	竹野	タノ	1	京丹後市	京丹後市	京都府		○			S27.2.29		半島		
3010220	小間	コマ	1	京丹後市	京丹後市	京都府		○			S27.2.29		半島		
3010230	砂方	スナカタ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S28.2.12		半島		
3010240	三津	ミツ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S29.7.12		半島		
3010250	遊	アソビ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S29.7.12		半島		
3010260	磯	イソ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S28.2.12		半島		
3010270	浜詰	ハマヅメ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S42.3.31		半島		
3010280	蒲井	カマイ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S34.12.15		半島		
3010290	旭	アサヒ	1	京丹後市	京丹後市	京都府					S34.12.15	H5.4.19	半島		
3020010	田井(舞鶴)	タイ(マイヅル)	2	舞鶴市	舞鶴市	京都府			○		S27.2.29	S52.3.16			
3020015	野原	ノハラ	2	舞鶴市	舞鶴市	京都府		○	○		S28.2.12	H1.12.6			
3020020	竜宮浜	リュウグウハマ	2	舞鶴市	舞鶴市	京都府		○			S27.2.29	H17.12.9			
3020030	栗田	ケンダ	2	宮津市	宮津市	京都府		○			S27.2.29		半島		
3020035	養老	ヨウロウ	2	宮津市	宮津市	京都府		○			S56.4.13	S63.3.31	半島		
3020040	伊根	イネ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京都府		○	○		S27.2.29		半島		
3020045	新井	ニイ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京都府					S27.2.29		半島		
3020047	浦島	ウラシマ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京都府		○			S28.2.12	H10.1.28	半島		
3020050	本庄	ホンジョウ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京都府			○		S27.2.29		半島		
3020060	間人	タイザ	2	京丹後市	京丹後市	京都府			○		S26.8.21	H9.9.22	半島		
3020070	浅茂川	アサモカウ	2	京丹後市	京丹後市	京都府		○	○		S26.8.21	H9.3.30	半島		
3030010	舞鶴	マイヅル	3	舞鶴市	京都府	京都府			◎		S26.8.21	H16.12.1			
3040010	中浜	ナカハマ	4	京丹後市	京都府	京都府		○	○		S26.8.21	H16.3.8	半島		

(注)

- 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
- 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
- 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
- ビーター(一時利用をいう。)受入欄については、ビーター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
- 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
- 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。